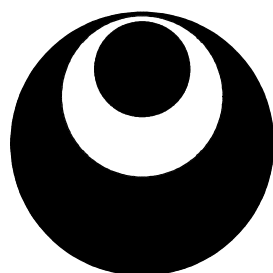


沖 縄 県
労働委員会年報

令和 3 年 版



沖縄県労働委員会事務局

は じ め に

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争の迅速かつ円満な解決について援助し、労使関係の安定を図る専門的な行政機関です。

賃金や労働時間などの労働条件や組合活動の問題について、労使間（労働組合と使用者との間、又は個々の労働者と使用者との間）で自主的な紛争解決が困難な場合には、労働委員会の制度をお気軽に御利用ください。

- ・公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成により、中立・公正な立場で、労使紛争の早期解決にあたります。
- ・秘密は厳守します。
- ・利用は無料です。

<お問合せ先>

沖縄県労働委員会事務局 調整審査課

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2（沖縄県庁 2階）

TEL 098-866-2551

FAX 098-866-2554

Eメール aa160008@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ 「沖縄県労働委員会」で検索

第23期沖縄県労働委員会委員

(令和3年12月15日～令和5年12月14日)

公益委員



会長
藤田 広美



会長代理
上江洲 純子



田島 啓己



村上 恵実



戸谷 義治

労働者委員



砂川 安弘



鎌田 健嗣



棚原 初美



大嶺 克志



比嘉 康裕

使用者委員



田端 一雄



名嘉村 裕子



城間 泰



大城 恵美



金城 欣光

第22期沖縄県労働委員会委員

(令和元年12月15日～令和3年12月14日)

公益委員



会長
藤田 広美



会長代理
宮尾 尚子



井村 真己



上江洲 純子



田島 啓己

労働者委員



砂川 安弘



鎌田 健嗣



棚原 初美



大嶺 克志



比嘉 康裕
(令和3年9月1日就任)



宮里 竜二
(令和3年6月30日退任)

使用者委員



山城 勝



上江洲 智一



名嘉村 裕子



城間 泰



大城 恵美

目 次

第1章 労働委員会の概要	
第1節 組 織	1
第2章 会 議	
第1節 総 会	6
第2節 公益委員会議	10
第3章 不当労働行為の審査	
第1節 概 況	11
第2節 審査期間の目標及びその達成状況	13
第3節 不当労働行為事件の概要	13
第4節 中央労働委員会再審査事件の概要	14
第4章 労働争議の調整	15
第5章 個別労働関係紛争のあっせん	19
第6章 労働組合の資格審査等	
第1節 労働組合の資格審査	23
第2節 地公労法第5条第2項の認定及び告示	24
第3節 争議行為予告通知	25
第4節 労働争議の実情調査	25
第7章 各種連絡会議、研修及び広報等	
第1節 連絡会議	26
第2節 研 修	30
第3節 広 報 等	31
資 料 年別申立・申請件数の推移	34

《元号表記に係る注釈》

年報は、暦年（1月～12月）を単位としてまとめているところ、2019年5月1日に元号が「令和」に改められたことから、本年報においては、2019年を通じた期間を表す場合は、便宜的に「令和元年」と表記することとする。

第 1 章 労働委員会の概要

第1章 労働委員会の概要

労働委員会は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。)、労働関係調整法(昭和21年法律第25号。以下「労調法」という。)及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)に掲げる目的を達成するため、労組法第19条の12に基づいて各都道府県に設置される行政委員会であり、地方自治法第180条の5第2項に規定する執行機関である。

第1節 組織

1 委員

当委員会は、労組法第19条の12第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号。以下「労組法施行令」という。)第25条の2の別表第3により、公益委員、労働者委員、使用者委員各5人計15人の委員で構成されている。

令和3年12月15日に第23期委員の任命に伴う会長及び会長代理の改選があり、会長に藤田広美公益委員、会長代理に上江洲純子公益委員が互選により選出された。令和3年は、次に掲げる第23期及び第22期委員により運営された。

なお、第23期委員の任期は令和5年12月14日までの2年間となっている。

第23期沖縄県労働委員会委員名簿

任期：令和3年12月15日～令和5年12月14日

区分	氏名	現職	在任期間
公益委員	◎ 藤 田 広 美	弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	平23.12.15～ 連続6期
	○ 上 江 洲 純 子	沖縄国際大学教授	平25.12.15～ 連続5期
	田 島 啓 己	弁護士	平28.11.15～ 連続4期
	村 上 恵 実	弁護士	令3.12.15～ 新任
	戸 谷 義 治	琉球大学准教授	令3.12.15～ 新任
労働者委員	砂 川 安 弘	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会事務局長	令1.12.15～ 通算5期
	鎌 田 健 嗣	U Aゼンセン沖縄県支部 支部長	平29.12.15～ 連続3期
	棚 原 初 美	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会副事務局長	令1.12.15～ 連続2期
	大 嶺 克 志	全日本自治団体労働組合 沖縄県本部書記長	令1.12.15～ 連続2期
	比 嘉 康 裕	航空連合沖縄 副会長	令3.9.1～ 連続2期
使用者委員	田 端 一 雄	一般社団法人沖縄県経営者協会 常務理事	令3.12.15～ 新任
	名 嘉 村 裕 子	株式会社りゅうせきフロントライン 取締役ホテル飲食事業担当部長	平29.12.15～ 連続3期
	城 間 泰	株式会社琉球銀行 常務取締役	令1.12.15～ 連続2期
	大 城 恵 美	株式会社近代美術 代表取締役	令1.12.15～ 連続2期
	金 城 欣 光	沖縄バス株式会社 常務取締役	令3.12.15～ 新任

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

第22期沖縄県労働委員会委員名簿

任期：令和元年12月15日～令和3年12月14日

区分	氏名	現職	在任期間
公益委員	◎ 藤 田 広 美	弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	平23.12.15～ 連続5期
	○ 宮 尾 尚 子	弁護士	平23.12.15～ 連続5期
	井 村 真 己	沖縄国際大学教授	平27.12.15～ 連続3期
	上 江 洲 純 子	沖縄国際大学教授	平25.12.15～ 連続4期
	田 島 啓 己	弁護士 琉球大学大学院法務研究科非常勤講師	平28.11.15～ 連続3期
労働者委員	砂 川 安 弘	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会事務局長	令1.12.15～ 通算4期
	鎌 田 健 嗣	U Aゼンセン沖縄県支部 支部長	平29.12.15～ 連続2期
	棚 原 初 美	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会副事務局長	令1.12.15～ 新任
	大 嶺 克 志	全日本自治団体労働組合 沖縄県本部書記長	令1.12.15～ 新任
	比 嘉 康 裕	航空連合沖縄 副会長	令3.9.1～ 新任
	宮 里 竜 二	航空連合沖縄 副会長	平29.12.15～ 令3.6.30 連続2期
使用者委員	山 城 勝	前一般社団法人沖縄県経営者協会 常務理事	平25.12.15～ 連続4期
	上 江 洲 智 一	久米島製糖株式会社 取締役会長	平25.12.15～ 連続4期
	名 嘉 村 裕 子	株式会社りゅうせきフロントライン 取締役ホテル飲食事業担当部長	平29.12.15～ 連続2期
	城 間 泰	株式会社琉球銀行 常務取締役	令1.12.15～ 新任
	大 城 恵 美	株式会社近代美術 代表取締役	令1.12.15～ 新任

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

2 あっせん員候補者

労働委員会は、労調法第10条及び第11条に基づいて、労働争議のあっせんに当たらせるため、学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作製することとなっている。あっせん員候補者は、個別労働関係紛争のあっせんに関する規程（平成14年地方労働委員会告示第1号）第4条に基づいて、個別労働関係紛争のあっせんにも当たる。

当委員会では、沖縄県労働委員会あっせん員候補者に関する内規を設けて委嘱の基準を「①現委員、②前委員、③事務局長、調整審査課長及び審査監」と定めており、これに基づき、あっせん員候補者を委嘱している。

令和3年12月31日現在における委嘱状況は、次のあっせん員候補者名簿のとおりである。

あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

(令和3年12月31日現在)

氏 名	現 職	委嘱年月日
藤 田 広 美	労 働 委 員 会 公 益 委 員	令和3年12月15日
上 江 洲 純 子	〃	令和3年12月15日
田 島 啓 己	〃	令和3年12月15日
村 上 恵 実	〃	令和3年12月15日
戸 谷 義 治	〃	令和3年12月15日
砂 川 安 弘	労 働 委 員 会 労 働 者 委 員	令和3年12月15日
鎌 田 健 嗣	〃	令和3年12月15日
棚 原 初 美	〃	令和3年12月15日
大 嶺 克 志	〃	令和3年12月15日
比 嘉 康 裕	〃	令和3年12月15日
田 端 一 雄	労 働 委 員 会 使 用 者 委 員	令和3年12月15日
名嘉村 裕 子	〃	令和3年12月15日
城 間 泰	〃	令和3年12月15日
大 城 恵 美	〃	令和3年12月15日
金 城 欣 光	〃	令和3年12月15日
山 城 貴 子	労 働 委 員 会 事 務 局 長	令和2年4月21日
下 地 康 斗	労 働 委 員 会 事 務 局 調 整 審 査 課 長	令和3年4月8日
國 吉 聡	労 働 委 員 会 事 務 局 調 整 審 査 課 審 査 監	令和2年4月21日

3 事務局

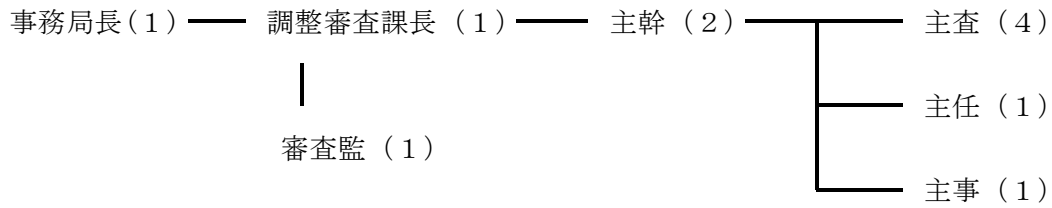
労働委員会事務局は、労組法第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項及び労組法施行令第25条の規定に基づき、委員会の事務を整理するため設置されるものであり、事務局の内部組織は会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

当委員会事務局については、沖縄県労働委員会事務局組織規則(昭和47年沖縄県規則第67号)により内部組織、事務分掌等必要な事項が定められている。

当事務局は、事務局長の下に調整審査課が置かれ、11名の職員が配置されている。

事務局の機構図・職員は、次のとおりである。

事務局機構図



第 2 章 会 議

第2章 会 議

労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による合議制の行政委員会であり、重要事項はすべて会議で決定される。労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。）第3条に基づく会議は、次のとおりである。

- 1 委員の全員で行う総会
- 2 公益委員の全員で行う公益委員会議
- 3 労調法第19条の規定による調停委員会の会議、労調法第31条の規定による仲裁委員会の会議、労委規則第5条第5項の規定による小委員会の会議

第1節 総 会

総会は、労働委員会の最高決定機関で、会長の招集のもとに委員全員で行う会議であり、労委規則第4条及び沖縄県労働委員会運営内規（以下「運営内規」という。）第5条によって、原則として毎月第2木曜日に定例総会を開催するものとしている。また、委員の全員が新たに任命された場合、その他会長が必要と認める場合等、必要に応じて臨時総会を開催している。

総会への付議事項は、労委規則第5条第1項の規定により、労働協約拡張適用の決議、あっせん員候補者の委嘱及び解任、臨時のあっせん員の委嘱、調停及び仲裁の開始、委員の罷免、会長及び会長代理の選挙、強制権限の発動、都道府県労働委員会規則の制定及び改廃、特別調整委員の設置等となっている。

また、公益委員会議における決定事項や、あっせん、調停、仲裁に関する報告等も行われる。

令和3年中の総会の開催状況は、次のとおりである。なお、第929回及び第932回から第937回については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、オンラインを利用したウェブ会議により開催した。

総 会 開 催 状 況

通算回数	開催月日	議 題
928	1.14	1 承認事項：1件 2 報告事項：令和2年における不当労働行為事件の審査状況3件、審査関係1件、再審査関係1件、個別あっせん関係3件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 (1) 四半期別業務状況（令和2年10月～12月）について (2) 令和2年における事件の取扱・処理状況について

通算回数	開催月日	議 題
929	2.18 ウェブ会議	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、個別あっせん関係3件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし 4 その他 労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について
930	3.18	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、個別あっせん関係2件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 (1) 委員特別研修(令和2年度個別労働紛争解決研修（基礎研修）)の結果について (2) 令和3年度総会開催計画について
931	4.8	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：個別あっせん関係2件等 4 労働情報（労働争議実情調査）：2件 5 その他 (1) 四半期別業務状況（令和3年7月～9月）について (2) 令和3年度諸会議等委員出張計画について (3) 令和3年度労働委員会当初予算について (4) 令和3年度事務局体制について
932	5.20 ウェブ会議	1 承認事項：1件 2 報告事項：調整関係2件、個別あっせん関係2件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 第88回九州労働委員会連絡協議会の結果について

通算回数	開催月日	議 題
933	6.10 ウェブ会議	1 承認事項：1件 2 報告事項：調整関係2件、個別あつせん関係2件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件
934	7.8 ウェブ会議	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会関係1件、調整関係2件、個別あつせん関係1件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 (1) 四半期別業務状況（令和3年4月～6月）について (2) 令和3年度九州労働委員会会長会議の結果について (3) 令和3年度労使関係セミナー（九州・沖縄地区）の第二部テーマについて
935	8.12 ウェブ会議	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会関係1件、調整関係2件、個別あつせん関係1件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件
936	9.9 ウェブ会議	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：調整関係2件、個別あつせん関係1件等 4 労働情報（労働争議実情調査）：1件 5 その他 令和3年度九州労働委員会会長会議の結果について（追加質問関係）

通算回数	開催月日	議題
937	10.14 ウェブ会議	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：公益委員会議関係2件、調整関係1件、個別あっせん関係1件等 4 労働情報（労働争議実情調査）：なし 5 その他 (1) 令和3年度労使関係セミナー（九州・沖縄地区）の第二部パネルディスカッションの開催概要について (2) 労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について (3) 四半期別業務状況（令和3年7月～9月）について (4) 令和3年度10月からの事務局体制について
938	11.11	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係2件、調整関係1件、個別あっせん関係2件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし 4 その他 令和3年度九州労働委員会公益委員連絡会議の結果について
939	12.9	1 承認事項：1件 2 報告事項：調整関係1件、個別あっせん関係2件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 (1) 第76回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について (2) 令和3年度労使関係セミナー（九州・沖縄地区）の開催について (3) 令和3年度おきなわ県政出前講座の結果について
940	12.15 臨時会	1 審議事項：2件 2 その他：各側幹事委員の選出について（結果報告）

第2節 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議で、労委規則第8条の規定により必要に応じて会長が招集する。

公益委員会議に付議すべき事項は、労委規則第9条等に規定され、次のとおりである。

- ① 労働組合が、労組法に定める手続に参加し救済を受けるための資格審査並びに法人格取得のための資格審査及び資格証明（労組法第5条、第11条）
- ② 不当労働行為救済申立ての審査、決定、命令等（労組法第7条、第27条～第27条の21、第27条の23）
- ③ 公益事業における争議行為の予告通知義務違反に対する処罰請求（労調法第42条）
- ④ 地方公営企業等の職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示（地公労法第5条第2項）
- ⑤ 総会において特に必要があると認める場合（労委規則第22条第4項）
- ⑥ その他会長が必要と認める事項

令和3年の公益委員会議の開催状況は、次のとおりである。

公益委員会議開催状況

通算回数	開催月日	議 題
404	2. 18	不当労働行為事件の審査に関する処理要領の改正について
405	3. 11	不当労働行為事件の審査に関する処理要領の改正について
406	6. 25	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定手続の開始について（沖労委令和3年（認）第1号）（メール会議）
407	8. 2	1 沖労委令和3年（資）第1号及び沖労委令和3年（資）第2号に係る労働組合資格審査について（ウェブ会議） 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定及び告示について（令和3年（認）第1号）（ウェブ会議）
408	9. 30	不当労働行為事件の審査に関する処理要領の改正について（ウェブ会議）
409	10. 7	不当労働行為事件の審査に関する処理要領の改正について（ウェブ会議）
410	10. 14	1 沖労委令和3年（資）第3号及び沖労委令和3年（資）第4号に係る労働組合資格審査について（ウェブ会議） 2 不当労働行為事件の審査に関する処理要領の改正について（ウェブ会議）
411	11. 5	不当労働行為事件の審査に関する処理要領の改正について（ウェブ会議）

第3章 不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

令和3年に取り扱った不当労働行為事件はない。

また、平成29年から令和3年における係属事件は12件で、終結状況は、命令・決定9件、和解1件、取下げ2件となっている。

平成29年から令和3年までの審査の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 不当労働行為事件処理状況

(単位：件)

区分		年					平成29年 ～令和3年	
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年		
係属 件数	前年繰越	6	2	1	3	0	6	
	新規申立	1	2	3	0	0	6	
	計	7	4	4	3	0	12	
終 結 状 況	取 下 げ	1(1)		1			2	
	和 解	無 関 与						
		関 与		1				1
		計	—	1	—	—	—	1
	命 令 ・ 決 定	救 済	3(3)	2(2)				5
		棄 却	1(1)			3(3)		4
		却 下						
		計	4(4)	2(2)	—	3(3)	—	9
	合 計		5(5)	3(2)	1	3(3)	—	12
	平均所要日数(日)		641	535	92	461	—	524
次 年 繰 越		2(1)	1	3(1)	0	0		

- 注) ① ()内の数値は、前年からの繰越しで内数である。
 ② 平均所要日数は、その年に終結した事件の平均値である。
 ③ 「平成29年～令和3年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成29年から令和3年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申立人別件数（新規申立分）

（単位：件）

申立人 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	計
労働組合	1	2	3			6
個人						
個人・労働組合						
計	1	2	3	—	—	6

第3表 労組法第7条該当号別件数（新規申立分）

（単位：件）

各号 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	計
1号						
2号		1				1
3号						
4号						
1・2号			2			2
1・3号	1	1	1			3
2・3号						
1・2・3号						
1・3・4号						
計	1	2	3	—	—	6

注) 各号とは、労組法第7条各号のことである。

1号：不利益取扱い、2号：団体交渉拒否、3号：支配介入、4号：報復的不利益取扱い

第4表 従業員数規模別件数（新規申立分）

（単位：件）

従業員数 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	計
49人以下	1	2	1			4
50～99人						
100～199人			1			1
200～299人						
300～499人						
500～999人						
1,000人以上			1			1
計	1	2	3	—	—	6

第5表 業種別件数（新規申立分）

（単位：件）

業 種 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	計
製造業			1			1
情報通信業			1			1
運輸業、郵便業						
金融業、保険業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス業、娯楽業						
教育、学習支援業						
医療、福祉	1	2				3
サービス業			1			1
公務						
計	1	2	3	—	—	6

第6表 不当労働行為事件一覧表

令和3年は係属事件なし。

第2節 審査期間の目標及びその達成状況

1 審査期間の目標について

労組法第27条の18の規定により、不当労働行為事件に係る審査期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することになっている。

当委員会では、審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年沖縄県労働委員会規則第1号）に基づき、審査期間の目標を1年6月と定め（平成17年沖縄県労働委員会公告）、また、審査の実施状況等については、毎年1回、当委員会のホームページ及び年報を利用して公表している。

2 審査期間の目標の達成状況について

令和3年は係属事件なし。

なお、令和2年に終結し命令を発出した3件の審査期間は、それぞれ461日（約1年3月）、494日（約1年4月）、429日（約1年2月）となっており、目標を達成している。

第3節 不当労働行為事件の概要

令和3年は係属事件なし。

第4節 中央労働委員会再審査事件の概要

1 概況

当委員会の発した命令に係る令和3年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越1件である。

2 再審査事件の一覧

事件番号	再審査申立人 申立年月日	不服の 要 点	審査経過 終結年月日	初審（当委員会）命令の事件番号 終結区分・終結年月日
中労委令和2年(不再)第62号	組合 R2.12.18	初審命令の 取消し	係属	令和元年(不)第3号事件 棄却・R2.12.11

第4章 労働争議の調整

第4章 労働争議の調整

令和3年に取り扱った調整事件は、新規申請が2件で、調整区分はいずれもあっせんとなっている。このうち1件が解決により終結、次年への繰越しが1件となっている。

また、平成29年から令和3年における係属事件は10件で、終結状況は、解決4件、打ち切り3件、取下げ2件となっている。

平成29年から令和3年までの調整事件の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 調整事件処理状況

(単位：件)

区 分		年					平成29年 ～令和3年	
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年		
係属件数	前年繰越	2	1				2	
	調整区分	新規申請	2	1	3	-	2	8
		あっせん	2	1	3		2	8
		調 停						
		仲 裁						
		計	4	2	3	-	2	10
終 結 状 況	解 決	2(2)		1		1	4	
	打 切 り	1	1	1			3	
	取 下 げ		1(1)	1			2	
	不 開 始							
	計	3(2)	2(1)	3	-	1	9	
	平均調整回数(回)	2.0	1.5	1.7		4.0	2.0	
	平均所要日数(日)	93	88	79		153	94.0	
	解決率(%)	66.7	-	50.0	-	100.0	57.1	
次 年 繰 越		1	0	0	0	1		

- 注) ① ()内の数値は、前年からの繰越しで内数である。
 ② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件(あっせん員指名前に取り下げられた事件、不開始事件を除く。)の平均値である。
 ③ 解決率(%) = $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$
 ④ 「平成28年～令和2年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成28年から令和2年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者		年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	計
当事者	労働組合		2	1	3		2	8
	使用者							
	労使双方							
職 権								
計			2	1	3	—	2	8

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	計
49人以下		1	1	3			5
50～99人							
100～199人							
200～299人						1	1
300～499人							
500～999人		1					1
1,000人以上						1	1
計		2	1	3	—	2	8

第4表 業別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	計
建設業							
製造業							
電気・ガス・熱供給・水道業							
情報通信業				2			2
運輸業、郵便業							
卸売業、小売業							
金融業、保険業							
宿泊業、飲食サービス業							
教育、学習支援業							
医療、福祉		1		1		1	3
サービス業			1			1	2
公務		1					1
合 計		2	1	3	—	2	8

第5表 調整事項別件数（新規申請分）

（単位：件）

調整事項		年					計
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
組合承認・組合活動							
協約締結・全面改定							
協約効力・解釈		1					1
賃 金 等	賃金増額						
	一時金						
	諸手当		1			1	2
	その他賃金に関するもの			1			1
	退職一時金・年金						
小計			1	1		1	3
給 与 以 外 の 条 件	労働時間					1	1
	休日・休暇					2	2
	定年制						
	その他の労働条件						
小計						3	3
経 営 又 は 人 事	事業休廃止・事業縮小						
	人員整理						
	配置転換	1					1
	解雇						
	その他の経営人事		1				1
小計		1	1				2
福利厚生							
団交促進				2		1	3
事前協議制							
その他		1	1	2		1	5
合計		3	3	5	-	6	17

注) 申請は複数のあつせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 調整事件一覧表

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					あっせん員 指名年月日				
1	令和3年 (調) 第1号	労働組合	①組合員への年休相当分の金銭的補償及び謝罪、②パート従業員規則改定等の撤回及び話し合い、③団体交渉促進を求めて申請された。 両当事者の意見の隔たりが大きかったが、4回のあっせんの中で双方が折り合い、解決した。	その他 サービス 業	R3.4.9	解決	4	153	(公)田島 (労)大嶺 (使)上江洲
					R3.4.15				
					R3.9.14				
2	令和3年 (調) 第2号	労働組合	①就業規則に則って臨時職員に振替休日の付与、もしくは休日勤務手当を支給すること、②シフト勤務者の対象者についての解釈は、従前の現場認識とは大きく異なるものであり、法人の認識を元に戻すことを求めて申請された。	医療、福 祉	R3.4.27	次年 繰越			(公)井村 (公)田島 *退任に伴う変更 (労)宮里 (労)比嘉 *退任に伴う変更 (使)名嘉村
					R3.5.11				
					—				

注) 所要日数はあっせん員指名日(当日を含む。)から終結日(当日を含む。)までの日数である。

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

令和3年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は、前年からの繰越が2件、新規申請が5件の計7件である。このうち2件が解決、取下げはなし、5件が打切りにより終結し、次年への繰越は0件となっている。

また、平成29年から令和3年における係属件数は41件で、終結状況は、解決9件、打切り29件、取下げ3件となっている。

平成29年から令和3年までの取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 個別労働関係紛争あっせん事件処理状況

(単位：件)

区 分		年					平成29年 ～令和3年
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
係属 件数	前年繰越	0	3	2	1	2	0
	新 規	7	9	11	9	5	41
	計	7	12	13	10	7	41
終 結 状 況	解 決	1	1(1)	2	3(1)	2	9
	打 切 り	2	9(2)	9(2)	4	5(2)	29
	取 下 げ	1		1	1		3
	不 開 始						
	計	4	10(3)	12(2)	8(1)	7(2)	41
	平均調整回数(回)	0.3	0.3	0.6	0.6	0.6	0.5
	平均所要日数(日)	59	32	63	47	70	53.0
	解決率(%)	33.3	10.0	18.2	42.9	28.6	23.7
次 年 繰 越		3	2	1	2	0	

- 注) ① ()内の数値は、前年からの繰越しで内数である。
 ② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件(あっせん員指名前に取り下げられた事件、不開始事件を除く。)の平均値である。
 ③ 解決率(%) = $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$
 ④ 「平成29年～令和3年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成29年から令和3年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	計
労働者	7	9	11	9	5	41
使用者						
計	7	9	11	9	5	41

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	計
49人以下	3	5	3	2	2	15
50～99人	1	4	1	2		8
100～299人	2		2	2		6
300～499人			1	3		4
500人以上	1		4		3	8
計	7	9	11	9	5	41

第4表 産業別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	計
農業、林業						
建設業					1	1
情報通信業	1			1		2
運輸業、郵便業	1					1
卸売業、小売業			1	2		3
金融業、保険業					1	1
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業	1	3		2		6
教育、学習支援業			2		1	3
医療、福祉	1	1	3	2		7
複合サービス業		1			2	3
サービス業	3	4	5	2		14
公務						
合計	7	9	11	9	5	41

第5表 紛争内容別件数（新規申請分）

（単位：件）

紛争内容		年					計
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
経営又は人事	解雇	2	5		2	3	12
	配置転換、出向・転籍	1					1
	復職	1	2	3			6
	懲戒処分				1		1
	退職	1					1
	勤務延長、再雇用	1	1			1	3
	その他の経営又は人事	2					2
小計		8	8	3	3	4	26
賃金等	賃金未払	1	1	2	1		5
	賃金増額						
	賃金減額	1		1			2
	一時金	1					1
	退職一時金						
	解雇手当	3	2		3	1	9
	休業手当						
	諸手当	1	1		2		4
	その他賃金	1					1
年金(企業年金・厚生年金等)							
小計		8	4	3	6	1	22
労働条件等	労働契約						
	労働時間						
	休日・休暇						
	年次有給休暇						
	育児休業・介護休業						
	時間外労働						
	安全・衛生						
	福利厚生制度						
	社会保険						
	労働保険						
	その他の労働条件等				1		1
小計					1		1
人間関係	セクハラ						
	パワハラ・嫌がらせ	3	6	7	2	1	19
	小計	3	6	7	2	1	19
その他		2	2	1	4	2	11
合計		21	20	14	16	8	79

注) 申請は複数のあつせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					終結年月日				
1	令和2年 (個) 第8号	労働者	即日の懲戒解雇につき、懲戒解雇による解雇の撤回及び解雇予告手当の支払を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。	情報通信業	R2.12.4	打切り	-	210	(公)藤田 (労)棚原 (使)大城
					R3.7.1				
2	令和2年 (個) 第9号	労働者	解雇理由の説明と解雇補償金の支払いを求めて申請された。 あっせんを開催したが、双方の意見の隔たりが大きく打切りとなった。	宿泊業、飲食サービス業	R2.12.7	打切り	2	58	(公)宮尾 (労)鎌田 (使)山城
					R3.2.2				
3	令和3年 (個) 第1号	労働者	申請者が行ったとされたハラスメント行為の存否の確認等を求めて申請された。 当事者双方の合意条件を聴取し、双方の意向を反映させたあっせん案を双方が受け入れ、解決した。	複合サービス業	R3.2.2	解決	1	64	(公)上江洲 (労)砂川 (使)城間
					R3.4.6				
4	令和3年 (個) 第2号	労働者	研修期間中における有期雇用契約の不更新につき、解決金を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。	保険業	R3.4.30	打切り	-	27	(公)宮尾 (労)鎌田 (使)山城
					R3.5.26				
5	令和3年 (個) 第3号	労働者	不当解雇に対する謝罪と賠償金の支払いを求めて申請された。 当事者双方の合意条件を聴取し、双方の意向を反映させたあっせん案を双方が受け入れ、解決した。	建設業	R3.7.13	解決	1	63	(公)上江洲 (労)鎌田 (使)大城
					R3.9.13				
6	令和3年 (個) 第4号	労働者	個人情報開示、苦情窓口設置、労務監督説明、といった被申請者側の誠実な対応を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。	複合サービス業	R3.11.9	打切り	-	29	(公)上江洲 (労)棚原 (使)城間
					R3.12.7				
7	令和3年 (個) 第5号	労働者	ハラスメント委員会及び公益通報による再審査、第三者委員会による審査といった被申請者側の誠実な対応を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。	教育、学習支援	R3.11.9	打切り	-	37	(公)上江洲 (労)棚原 (使)城間
					R3.12.15				

注) 所要日数は、申請日(当日を含む。)から終結日(当日を含む。)までの日数である。

第6章 労働組合の資格審査等

第6章 労働組合の資格審査等

第1節 労働組合の資格審査

令和3年中に取り扱った労働組合資格審査は、労働委員会労働者委員候補者推薦のためのものが4件で、全て適合となっている。

平成29年から令和3年までの労働組合資格審査の状況は、第1表のとおりである。

第1表 年別取扱状況

区分		年					平成29年 ～令和3年	
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年		
係属件数	前年繰越	4			1		4	
	事由別	新規申請	6	4	10	1	4	25
		不当労働行為	2	2	6	1		11
		法人登記		1	2			3
		委員推薦	3		2		4	9
		総会決議	1	1				2
	計	10	4	10	2	4	29	
終結状況	適合	9(4)	4	5	1	4	23	
	不適合	1					1	
	取下げ・打切り			4	1(1)		5	
	計	10(4)	4	9	2(1)	4	29	
次年繰越				1				

注) ① ()内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 「平成29年～令和3年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成29年から令和3年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 労働組合資格審査一覧表(令和3年取扱分)

番号	申請組合名	申請事由	申請年月日	決定・終結年月日	結果
1	労働組合A	労働者委員候補者推薦	R3.7.20	R3.8.2	適合
2	労働組合B	労働者委員候補者推薦	R3.7.26	R3.8.2	適合
3	労働組合C	労働者委員候補者推薦	R3.9.22	R3.10.14	適合
4	労働組合D	労働者委員候補者推薦	R3.10.11	R3.10.14	適合

第2節 地公労法第5条第2項の認定及び告示

1 概況

地公労法第5条第2項の規定により、地方公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲を労働委員会が認定し、告示することとなっている。

令和3年中の取扱件数は1件である。

事件番号	申出者	申出年月日	組 合 名	認定手続開始年月日	告示年月日
	企業名			認定年月日	公報番号
令和3年(認)第1号	沖縄県公営企業管理者	R3.6.8	全水道沖縄県企業局水道労働組合	R3.6.30	R3.8.13
	沖縄県企業局			R3.8.2	第4958号

2 告示内容

出先機関の組織改正による職制の新設等に伴い、職員のうち労組法第2条第1号に規定する者を次のとおり認定して告示した。

令和3年(認)第1号沖縄県企業局

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者	
沖縄県企業局	本庁機関	企業技監 企業企画統括監 企業技術統括監 参事	
	総務企画課	課長 総務班長 人事班長 企画財務班長 財務担当主幹 給与、サービス、労使関係事務、組織定数又は職務権限担当の主査	
	経理課	課長 経理班長	
	配水管理課	課長 配水調整監	
	建設課	課長 建設調整監	
	出先機関	久志浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
		石川浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
		北谷浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
		西原浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
		水質管理事務所	所長 副参事 次長

第3節 争議行為予告通知

令和3年に、労調法第37条の規定に基づき争議行為予告通知のあった件数は、当委員会で受け付けたもの2件、中央労働委員会で受け付けたもので本県に関わりのあるもの30件、合計32件であり当委員会で受け付けた争議行為予告通知の概況は、次表のとおりである。

争議行為予告通知一覧表（当委員会受付分）

番号	通知者等	受付年月日	争議項目	備考
		予告年月日		
1	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種:運輸業 組合員数:982人	R3.3.2	夏季一時金要求 初任給引上げ 港湾の制度政策等	打切り
		R3.3.16以降 争議解決の日まで		
2	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種:運輸業 組合員数:988人	R3.11.11	冬季一時金要求 退職金制度 退職者補充要求 年末年始特別作業精励金要求等	次年 繰越
		R3.11.22以降 争議解決の日まで		

第4節 労働争議の実情調査

労委規則第62条の2の規定に基づく労働争議の実情調査は、労調法第37条の規定に基づく争議行為予告通知を、当委員会で受け付けたもの及び中央労働委員会で受け付けたもので、県内に本社若しくは組合本部のあるもの又は県民生活に特に影響のあるものについて実施している。

令和3年における労働争議の実情調査件数は2件で、次表のとおりである。

労働争議の実情調査実施状況一覧表

番号	通知者等	争議項目	争議行為の有無	調査開始日	終結区分
				調査終了日	
1	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種:運輸業 組合員数:982人	夏季一時金要求 初任給引上げ 港湾の制度政策等	無	R3.3.2	打切り
				R3.9.6	
2	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種:運輸業 組合員数:988人	冬季一時金要求 退職金制度 退職者補充要求 年末年始特別作業精励金要求等	-	R3.11.11	次年 繰越
				-	

第 7 章 各種連絡会議、研修及び広報等

第7章 各種連絡会議、研修及び広報等

令和3年は昨年同様、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、各種会議等は中止や延期、書面開催、ウェブ開催等となった。それぞれ注釈を付した。

第1節 連絡会議

労働委員会相互の連絡調整を図るため、全国及び各ブロックにおいて連絡協議会及び連絡会議を設置し、会議を開催することとしている。

1 全国会議

令和3年における当委員会に関係する全国会議は次のとおりである。

令和3年開催 全国会議一覧表

月 日		会 議 名	主催等
1	6月 10日	全国労働委員会事務局長連絡会議 ※中止	中労委
2	6月 11日	全国労働委員会会長連絡会議 ※中止	中労委
3	11月 18日～19日	第76回全国労働委員会連絡協議会総会 ※ウェブ開催	中労委
4	11月 19日	全国労働委員会公益委員連絡会議 ※ウェブ会議	中労委
5	11月 25日	全国労働委員会事務局審査主管課長会議 ※ウェブ開催	中労委
6	〃	全国労働委員会事務局調整主管課長会議 ※ウェブ開催	中労委

- (1) 全国労働委員会事務局長連絡会議（6月10日、長崎県） ※中止
- (2) 全国労働委員会会長連絡会議（6月11日、長崎県） ※中止
- (3) 第76回全国労働委員会連絡協議会総会（11月18日～19日、東京都） ※ウェブ開催
- ア 議題
- (ア) 第1議題「労働委員会における口外禁止条項の取扱いについて」
- (イ) 第2議題「労働委員会におけるデジタル化に向けた現状と課題について」
- (ウ) 第3議題「被申請者のあっせん不応諾に対する説得について」
- イ 講演
- 「雇用類似の働き方と労使関係」 講師：鎌田耕一氏（元中央労働委員会会長代理）

(4) 全国労働委員会公益委員連絡会議（11月18日、中労委） ※ウェブ開催

ア 議題

(ア) 第1 議題「労働委員会命令取消訴訟の動向と留意点～最近の初審命令取消訴訟、再審査命令取消訴訟を素材に」

講師：川田琢之氏（東京都労働委員会公益委員）

(イ) 第2 議題「新型コロナウイルス感染症2年目～休業・解雇等とテレワークを中心に」

講師：竹内寿氏（中央労働委員会地方調整委員（公益委員・東日本区域））

(5) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（11月25日、東京都） ※ウェブ開催

ア 議題

(ア) 第1 議題「新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した調査・審問の実施に係る取組と課題（ウェブ会議による調査の実施、審問の公開における配慮を含む）」

(イ) 第2 議題「資格審査を巡る諸課題」

(ウ) 第3 議題「押印廃止の事務への影響」

イ 報告

(ア) 「労働協約の地域的拡張適用の決定」

(イ) 「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会」

(6) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（11月25日、東京都） ※ウェブ開催

ア 調整業務の運営について

イ 都道府県労働委員会からの事例報告

ウ 都道府県労働委員会からの業務報告

2 九州ブロック会議

令和3年における当委員会に関係する九州ブロック会議は次のとおりである。

令和3年開催 九州ブロック会議一覧表

月 日		会 議 名	開催県
1	1月21日～22日	九州労働委員会事務局調査研究会議（調整・審査部門） ※書面開催	沖縄県
2	3月18日～19日	九州地区労働委員会使用者委員協議会「代表者会議」	佐賀県
3	3月29日～30日	九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会	鹿児島県
4	4月22日	九州労働委員会事務局長会議 ※書面開催	熊本県
5	4月22日	九州労働委員会会長会議 ※書面開催	熊本県
6	5月12日～13日	九州ブロック労委労協総会・研修会 ※ウェブ開催	長崎県
7	5月14日	九州労働委員会連絡協議会 ※ウェブ開催	鹿児島県
8	8月31日	九州ブロック労委労協第1回幹事会 ※ウェブ開催	鹿児島県
9	9月2日	九州労働委員会事務局課長会議 ※ウェブ開催	大分県
10	10月21日	九州労働委員会公益委員連絡会議 ※ウェブ開催	宮崎県

(1) 九州労働委員会事務局調査研究会議（調整・審査部門）（1月21日～22日、沖縄県）

※書面開催

ア 議題

- (ア) 審査手続における証人等の採否について
- (イ) 使用者向け広報の実施状況について（資料交換）
- (ウ) 個別労働関係紛争のあっせんの申請者及び被申請者の口外禁止について
- (エ) 在宅勤務時の事件資料の取扱いについて（情報交換）
- (オ) 当事者から提出される書面等の收受方法、相手方当事者への転送等について
- (カ) 不当労働行為救済申立て事件審査係属中の争議行為予告の実情調査について
- (キ) 業務中の交通事故に対する損害賠償に関するあっせんについて（資料交換）
- (ク) 市労連交渉に係る不当労働行為の救済申立てについて
- (ケ) あっせんの開催方法において当事者の希望が対面、非対面で分かれた場合の対応について
- (コ) 労働委員会への電子メールを利用した主張書面等の提出について

イ 研修会 ※中止

(2) 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会「代表者会議」（3月18日～19日、福岡県）

- ア 全労委運営委員会の報告
- イ 令和3年度の九州地区研修会について
- ウ 各県における審査・調整・個別事件について（意見・情報交換）

(3) 九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会（3月3日～4日、佐賀県）

- ア 2021年九プロ労委労協総会の運営及び提案方針等について
- イ 研修会(九プロ総会)のテーマについて
- ウ 各県労委の特徴的事案に関わる情報交換と意見交流 その他
- エ 命令研究会

「団体交渉拒否に関わる重要命令・重要判例の考察」 講師：宮里邦雄弁護士

(4) 九州労働委員会事務局長会議（4月22日、熊本県） ※書面開催

- ア 令和2年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算（案）の承認について
- イ 令和3年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について
- ウ ウェブ会議への対応状況及び課題等について
- エ 労働委員会が行う個別労働紛争に関するあっせん等に係る認知度向上の取組について

(5) 九州労働委員会会長会議（4月22日、熊本県） ※書面開催

- ア 職場に成立した労働組合単位で合同労組に加入した場合の支配介入について
- イ 集団あっせんに係るあっせん案の合意後におけるあっせん当事組合の組合員からの訴訟提起リスクの回避措置について

(6) 九州ブロック労委労協総会・研修会（5月12日～13日、長崎県） ※ウェブ開催

ア 総会

- (ア) 議事
 - a 2020年活動経過報告
 - b 2020年会計決算報告
 - c 2020年会計監査報告
 - d 2021年の取り組み（案）
 - e 2021年予算（案）

f 2021年役員体制（案）

(i) 各県報告（情報交換）

イ 研修会

演題「コロナ禍による労働問題」 講師：徳住堅治弁護士

(7) 九州労働委員会連絡協議会（5月14日、鹿児島県） ※ウェブ開催

研修会 講演「正規雇用と非正規雇用の労働条件の格差」

講師：皆川宏之氏（中央労働委員会東日本区域地方調整委員公益委員）

本会議

ア 報告事項

全労委運営委員会の結果について

イ 意見交換

議題1 「労働委員会における口外禁止条項の取扱いについて（意見交換）」

議題2 「不当労働行為審査事件における和解促進の取組について（情報交換）」

議題3 「第76回全国労働委員会連絡協議会総会への議題提案について」

(8) 九州ブロック労委労協第1回幹事会（8月31日、鹿児島県） ※ウェブ開催

ア 第76回全国労働委員会連絡協議会総会について

イ 第64回労委労協総会に向けて

ウ 九ブロ労委労協第2回幹事会について

エ 2022年九ブロ労委労協総会・研修会について

オ 研修会のテーマについて

カ 事例・命令研究会等の開催について

キ 各県の特徴的状況

(9) 九州労働委員会事務局課長会議（9月2日、大分県） ※ウェブ開催

ア 令和4年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について（協議）

イ 令和4年度調査研究会議の研修会等について（協議）

ウ 九州労働委員会等申し合わせ事項の改正について（協議）

エ 令和4年度調査研究会議の研修内容等について（協議）

オ 事件の処理におけるウェブ会議等の利用状況について（情報交換）

カ 労働委員会事務のデジタル化について（情報交換）

キ 個別あっせんの対象として除外している紛争事案について（情報交換）

ク 労働者委員の系統別選任状況について（情報交換）

ケ 労働委員会制度の周知、広報における外国語翻訳等による外国人労働者への支援について（情報交換）

コ あっせん期日が定まらない場合の取扱いについて（情報交換）

サ 単位労働組合への諸制度の周知について（情報交換）

(10) 九州労働委員会公益委員連絡会議（10月21日、宮崎県） ※ウェブ開催

ア 議事 議題「正当な組合活動の範囲について」

イ 講演 演題「フリーランサーの労働者性について」

講師：皆川宏之氏（中央労働委員会東日本区域地方調整委員公益委員）

第2節 研 修

1 委員関係

(1) 各種研修会

中央労働委員会による公益委員研修及び労使各側による全国及び九州ブロックの各種研修会が開催されており、令和3年において本県委員が参加した研修会は次のとおりである。

ア 令和3年度公労使委員合同研修（9月2日、東京都） ※ウェブ開催

- (ア) 講演「労働委員会制度について ー歴史・現状・課題ー」
- (イ) 講演「労働法の基礎」
- (ウ) 事例検討

イ 令和3年度公労使委員合同研修（労働者委員）（9月3日、東京都） ※ウェブ開催

- (ア) 講演「不当労働行為救済制度」
- (イ) 講演「個別的労働紛争解決」

ーパート・有期雇用労働法、労働者派遣法、個別労働紛争解決促進法ー

ウ 九州地区労働委員会使用者委員研修会（9月16日～17日、熊本県） ※中止

エ 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修（12月6日～7日） ※ウェブ開催

- (ア) 講義「労働関係法令の改正等の動向」
- (イ) 講義「裁判例の動向」
- (ウ) 事例発表「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例発表」
- (エ) グループディスカッション「スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換」

(2) 委員特別研修

令和3年において本県委員が参加した研修は次のとおりである。

ア 個別労働紛争解決研修（令和2年度基礎研修）（2月15日） ※ウェブ開催

- (ア) 労働法（事前学習：オンデマンド配信）
- (イ) 事例的研修
- (ウ) 労働法（総括）

イ 個別労働紛争解決研修（令和2年度基礎研修）（3月3日） ※ウェブ開催

- (ア) 労働法（事前学習：オンデマンド配信）
- (イ) 事例的研修
- (ウ) 労働法（総括）

2 事務局職員関係

各種研修会

事務局職員の資質向上を図るため、中労委主催の次の研修を受講した。

ア 労働委員会事務局職員個別紛争専門研修（1月28日～29日、東京都） ※ウェブ研修

- (ア) 講義
 - a 労働関係法令の改正等の動向
 - b 基本となる裁判例
 - c 都道府県労働委員会におけるあっせん困難事例に係る対応

- d カウンセリング技法
- e 積極的なあっせん制度の活用について～具体例を通して～

イ 第72回労働委員会事務局職員中央研修（6月8日～10日、東京都） ※DVD研修

- (ア) 講演（審査部門・調整部門）
 - a 労働委員会事務局職員に期待すること
 - b 労働委員会事務局職員に期待すること
 - c 労働法の基礎
 - d 法律・判例の読み方講座
- (イ) 審査部門研修
 - a 不当労働行為の審査手続について
 - b 命令書（案）の起案のための作業手順
- (ウ) 調整部門研修
 - a 調整業務の概要
 - b 労働局のあっせん制度
 - c 裁判所における個別労働紛争解決システム

ウ 令和3年度労働委員会事務局職員個別紛争専門研修（7月1日～2日） ※ウェブ開催

- (ア) 講義
 - a 積極的なあっせん制度の活用について～具体例を通して～
 - b 労働関係法令の改正等の動向・基本となる裁判例
 - c 都道府県労働委員会等のあっせん事例検討
 - d カウンセリング技法
- (イ) グループディスカッション
 - a あっせん応諾率向上に係る情報交換

エ 令和3年度九州労働委員会事務局職員研修会（10月22日） ※ウェブ開催

- (ア) 講義「命令書作成に当たっての留意事項」
- (イ) 意見交換
 - a 個人情報を含む事件関係資料等の取扱いについて
 - b 電子申請への対応も含めた電子化の状況について

オ 令和3年度労働委員会事務局職員専門研修（11月9日、R4.1月25日） ※ウェブ開催

- (ア) 講義
 - a 救済命令の作り方「不当労働行為審査手続と命令書」
 - b 命令書原案作成
 - c 実務経験から見た和解の留意点
 - d 命令書原案作成 講評

第3節 広報等

労働委員会について、広く県民への周知を図るため、ホームページの充実、県の広報番組の活用、労働政策課発行の季刊誌への掲載及び労働問題に関する出前講座等の広報を行った。

1 ホームページによる広報

労働委員会の機能、仕事内容について、わかりやすく説明するとともに、定期的に資料編の更新を行った。

2 労働委員会だより

労働政策課発行の季刊誌「労働おきなわ」（3月、6月、9月、12月の各月末に発行）に「労働委員会だより」のコーナーを設け、労働委員会制度、事件の処理状況等を紹介した。

（春） 153号「令和2年取扱事件の概況について」

（夏） 154号「あっせん員候補者について」

（秋） 155号「職場のトラブル解決をお手伝いします」（個別労働紛争処理制度の周知）

（冬） 156号「第23期労働委員会委員の任命について」

3 県政広報番組「ラジオ県民室」による広報

県政広報ラジオ番組「ラジオ県民室」（毎週月曜日～金曜日）において、労働関係紛争のあっせん制度等について紹介した（不定期・6回放送）。

(1) ラジオ沖縄（864KHz） 11時50分～11時55分

(2) RBCiラジオ（738KHz） 11時55分～12時

(3) FM沖縄（87.3MHz） 12時55分～13時

4 個別労働関係紛争処理制度周知月間に係る取組み

雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加していることから、中央労働委員会と個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会では、毎年10月を個別労働関係紛争処理制度の周知月間と定め、共同PR事業を実施している。

当委員会においても、PRチラシ及びリーフレットを作成し、関係機関へ配布するとともに、当委員会ホームページ及び県広報誌「美ら島沖縄」へ記事を掲載し、周知・広報を行った。

また、県政広報テレビ番組「うまんちゅひろば」で、「個別労働紛争処理（あっせん）制度」について事例を交えて放送した（10月9日、10日放送）。放送動画は沖縄県公式YouTubeチャンネルにも掲載されるため、随時、視聴可能となっており、当委員会ホームページ上にも当該動画のリンクを設定している。

5 労使関係セミナーの実施

中央労働委員会と当委員会で、労働紛争に関する制度と紛争解決をサポートする機関の労働委員会について、労使関係者の認識を深めることを目的として、労使関係セミナーを実施した。

(1) 基調講演：「変革期における雇用の確保、新しい働き方など、労使が取り組む課題
～ウィズコロナ・アフターコロナへの対応を中心として～」

(2) 講師：皆川 宏之（中央労働委員会東日本区域地方調整委員会議委員長、千葉大学大学院社会科学研究院教授）

(3) パネルディスカッション：「職場環境や労働条件におけるコロナ禍への対応」

(4) コーディネーター：上江洲 純子（公益委員）

(5) コメンテーター：砂川 安弘（労働者委員）、大嶺 克志（労働者委員）
城間 泰（使用者委員）、大城 恵美（使用者委員）

(6) 日時：12月1日（水） 午後1時30分～午後5時

(7) 会場：沖縄県青年会館大ホール

(8) 参加者：34名

6 出前講座

労使紛争の未然防止や解決のため、労働者の権利義務等の基本的な労働法の知識や、労働トラブルが起きたときの対処法等について説明を行うとともに、労働委員会の役割について周知することを目的として出前講座を開催した。

(1) 那覇商業高校における出前講座

ア 講師：山本 隆司（元労働者委員）

イ 日時：7月9日 午後7時05分～午後7時55分

ウ 参加者：沖縄県立那覇商業高等学校 定時制学生等 17名

(2) 中部農林高校における出前講座

ア 講師：山本 隆司（元労働者委員）

イ 日時：7月16日 午後5時40分～午後7時15分

ウ 参加者：沖縄県立中部農林高等学校 定時制学生等 44名

資料 年別申立・申請件数の推移

(単位:件)

区分 年	不当労働行為の審査			労働争議の調整												個別労働紛争あつせん			労働組合の資格審査			計		
	前年 繰越	新規 申立	計	あつせん			調停			仲裁			計			前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計
				前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計									
昭和47年 (復帰前)	0	0	0	0	10 (5)	10 (5)	0	22 (22)	22 (22)	0	0	0	0	32 (27)	32 (27)				0	21 (9)	21 (9)	0	53 (36)	53 (36)
48	0	0	0	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	16	16				1	8	9	1	24	25
49	0	3	3	0	22	22	0	6	6	0	0	0	0	28	28				0	8	8	0	39	39
50	2	1	3	2	12	14	0	0	0	0	0	0	2	12	14				0	13	13	4	26	30
51	0	1	1	1	6	7	0	0	0	0	0	0	1	6	7				0	7	7	1	14	15
52	1	0	1	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8				0	3	3	3	9	12
53	0	3	3	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0	14	14				0	9	9	0	26	26
54	3	0	3	1	5	6	0	0	0	0	0	0	1	5	6				0	1	1	4	6	10
55	2	1	3	1	11	12	0	0	0	0	0	0	1	11	12				0	8	8	3	20	23
56	0	3	3	0	27	27	0	0	0	0	0	0	0	27	27				0	6	6	0	36	36
57	3	4	7	1	26	27	0	0	0	0	0	0	1	26	27				0	10	10	4	40	44
58	5	4	9	3	15	18	0	3	3	0	0	0	3	18	21				3	7	10	11	29	40
59	7	4	11	1	8	9	0	0	0	0	0	0	1	8	9				2	4	6	10	16	26
60	7	1	8	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8				0	7	7	9	14	23
61	6	2	8	2	5	7	0	0	0	0	0	0	2	5	7				0	3	3	8	10	18
62	4	2	6	2	12	14	0	0	0	0	0	0	2	12	14				1	9	10	7	23	30
63	3	1	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3				5	2	7	8	6	14
平成元年	2	0	2	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5				5	3	8	7	8	15
2	1	0	1	3	7	10	0	0	0	0	0	0	3	7	10				1	1	2	5	8	13
3	1	1	2	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3				1	3	4	4	5	9
4	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5				0	0	0	0	5	5
5	0	0	0	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4				0	2	2	1	5	6
6	0	2	2	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4				0	4	4	1	9	10
7	2	1	3	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	10				2	1	3	4	12	16
8	1	0	1	3	5	8	0	0	0	0	0	0	3	5	8				1	3	4	5	8	13
9	1	1	2	2	9	11	0	0	0	0	0	0	2	9	11				3	2	5	6	12	18
10	1	0	1	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	4	5				1	2	3	3	6	9
11	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3				0	6	6	0	13	13
12	2	0	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3				2	0	2	4	3	7
13	1	4	5	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8				1	7	8	2	19	21
14	3	2	5	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	-	4	4	3	2	5	6	11	17
15	1	0	1	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	11	11	0	2	2	1	5	6	2	18	20
16	0	0	0	1	13	14	0	0	0	0	0	0	1	13	14	0	1	1	1	1	2	2	15	17
17	0	2	2	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	2	2	0	4	4	0	14	14
18	1	1	2	1	2	3	0	0	0	0	1	1	1	3	4	0	3	3	1	3	4	3	10	13
19	1	2	3	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	1	1	1	4	5	2	17	19
20	1	3	4	1	7	8	0	0	0	0	0	0	1	7	8	0	4	4	1	5	6	3	19	22
21	2	1	3	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	9	9	1	15	16	4	3	7	7	28	35
22	0	6	6	4	7	11	0	0	0	0	0	0	4	7	11	0	7	7	0	5	5	4	25	29
23	4	4	8	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	3	3	1	15	16	6	25	31
24	4	1	5	2	9	11	0	0	0	0	0	0	2	9	11	0	1	1	4	5	9	10	16	26
25	0	4	4	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	7	7	0	8	8	1	22	23
26	4	2	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	6	0	5	5	4	19	23
27	4	3	7	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	4	5	3	7	10	4	9	13	12	23	35
28	5	4	9	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	6	7	6	5	11	12	23	35
29	6	1	7	2	2	4	0	0	0	0	0	0	2	2	4	0	7	7	4	6	10	12	16	28
30	2	2	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	9	12	0	4	4	6	16	22
令和元年	1	3	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	2	11	13	0	10	10	3	27	30
2	3	0	3	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	10	1	1	2	5	10	15
3	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	5	7	0	4	4	2	11	13
合計	-	84	-	-	379	-	-	31	-	-	1	-	-	411	-	-	110	-	-	264	-	-	869	-

個別労働紛争あつせんは平成十四年四月から業務開始

注) 昭和47年の()内は、復帰前の申請件数で内数である。

沖縄県労働委員会年報

令和3年版

発行 令和4年3月

編集 沖縄県労働委員会事務局

〒 900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098(866)2551 FAX 098(866)2554

ホームページ 「沖縄県労働委員会」で検索

Eメール aa160008@pref.okinawa.lg.jp
